

プレスリリース【2024年3月15日】

光回線加入件数の集計誤りによる IRU 賃借料過払いの発生及び対応 について

概要

本市と東日本電信電話株式会社栃木支店(以下「NTT東日本」という。)との間で締結された光ファイバ芯線の賃貸借に関する契約(IRU契約※)において、光回線加入件数の集計誤りがあったため、NTT東日本が市に支払ってきた賃借料に過払いが発生した。

※ 通信事業者は、光回線利用者に安定した回線利用権を保証 (indefeasible right of user) しなくてはならないことから、当該光回線に関する賃貸借契約もそれを裏付けるものでなくてはならず、IRU契約又は単にIRUと通称している。)

■内容

本市とNTT東日本は、平成22年にIRU契約を締結し、市は所有する光ファイバ網をNTT東日本に貸し付け、NTT東日本は借り受けた光ファイバ網により光サービスを提供している。

NTT東日本が市に支払う賃借料は、毎年度NTT東日本が光回線加入件数を自ら集計し、その件数と、それを基に算定した金額を市に報告した上で納付している。

その中で、賃借料の算定基礎となる光回線加入件数の集計に誤り(二重計上)があったため、NTT東日本は過去8年間、市に過大な賃借料を払い続けるという過払いが発生した。

なお、市に報告される光回線加入件数の裏付けとなる資料は、光サービス加入者の個人情報保護の観点から市への提出は不可との申し出がNTT東日本側から出されている。そのため市が光回線加入件数の正誤を確認することはできない状況であった。

■原因

NTT東日本は平成27年2月から、IRUの対象エリアにおいて従来の光サービスに加え、新サービスの提供を開始した。それらの光回線加入件数を合算する際に、一部の集計において誤って二重計上を行っていたことによる。

■市に対する過払い発生期間

平成27年4月～令和5年3月 (8年間)

■現時点での過払い金相当額

25,302,490円 ※協議継続中のため変動の可能性あり

■経過

令和5年4月 NTT東日本側で光回線加入件数の集計誤りが発覚

6月 NTT東日本から市に対して過払い発生の報告及び返還依頼

※以降、NTT東日本との定期的な協議、対応の検討に必要な情報収集を継続的に実施。

令和6年2月 令和5年度分賃借料の減額修正（歳入）を3月市議会定例会議に補正予算として計上

■現状と今後の対応

現在、返還に必要な情報収集や事項の整理を行っているところであり、引き続き返還に向けての検討を行っていく。

■本件に関するお問い合わせ先

団体名(所属)：企画部 デジタル推進課

TEL：0287 - 48 - 7851